

資料編

1 第6次入間市総合計画・前期基本計画の中間評価について（中間評価）

I はじめに

平成29年度から令和8年度までを計画期間とする第6次入間市総合計画では、PDCAサイクルに基づき政策・施策の実績と成果を評価し、改善につなげるため次の3段階の評価システムを設けています。

第1段階は計画の全体評価です。基本計画の3年目と5年目に実施する「市民意識調査」の結果を分析して評価を行います。同調査における「住み良さ」、「定住意向」及び「行政サービスの満足度」についての3つの設問への回答結果に目標値を設定し、市民意識の把握と分析を行うことで、本市のまちづくりの進捗状況と方向性を確認し、施策の推進につなげます。

第2段階は政策評価です。基本計画は、基本構想における大綱に基づいて設けられた6つの「章」と、計画期間における行財政運営の方向性としての「計画の実現に向けて」を加えた7つの章から成り立っており、各章に「節」として配置している政策ごとに計83の成果指標を設定しています。この成果指標はアウトカム指標となっており、この政策評価により、総合計画が効果的に進捗できているかを評価します。

第3段階は施策評価です。各節に「項」として配置している施策にアウトプット指標である計224の成果指標を設定し、事業等の実績を確認できるものにしてあります。この指標の達成度を評価し、各施策・事業の進捗状況を測ります。

令和元年度をもって前期基本計画の計画期間である5年間のうち3年目が終了したことを受けて、上記3段階の評価について分析を行い、計画の中間評価とします。

II 市民意識に基づく前期基本計画全体の評価結果

1 各項目の達成度について

前期基本計画では計画全体の総合的な成果指標として、市民意識における「住み良さ」、「定住意向」及び「行政サービスの満足度」という3つの項目に目標値を設定しています。

これらの評価は、第11回までは3年ごとに、第12回からは総合計画基本計画の3年目と5年目に実施する市民意識調査（サンプル数2,000）の結果に基づくことを基本とし、今回は令和元年度実施の第12回市民意識調査の結果から評価します。

(1) 住み良さの全体評価

「住み良さの全体評価」については、目標値を80.0%に設定しています。今回の調査では、目標値を若干下回る結果となりました。

■ 「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」を合わせた市民の割合 ■

計画策定時の値	79.1%	(平成26年度第11回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	(計画終了時点：令和3年度末)
令和元年度実績値	77.7%	(令和元年度第12回市民意識調査結果)

(2) 定住意向

「定住意向」については、目標値を80.0%に設定しています。今回の調査では、目標値を若干下回る結果となりました。

■「ずっと住んでいたい」、「当分住んでいたい」を合わせた市民の割合■

計画策定時の値	76.6%	(平成26年度第11回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	(計画終了時点：令和3年度末)
令和元年度実績値	78.1%	(令和元年度第12回市民意識調査結果)

(3) 行政サービスの満足度（※調査項目のうち不満を感じていない割合）

「行政サービスの満足度」については、目標値を80.0%に設定しています。今回の調査では、目標値を上回る結果となりました。

■生活環境項目（41→44項目）における満足度の高い施策の割合■

計画策定時の値	85.4%	35項目	(平成26年度第11回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	32項目	(計画終了時点：令和3年度末)
令和元年度実績値	88.6%	39項目	(令和元年度第12回市民意識調査結果)

2 評価結果

以上のとおり、令和元年度調査においては、「住み良さの全体評価」、「定住意向」については両項目とも目標値にはわずかに届かない結果となりましたが、ともに高い数値にあることから、前回調査時から引き続き、多くの市民に「住みよい」、「住んで良かった」、「住み続けたい」と感じていただける結果となっており、全体として、これまで進めてきた市政運営に高い評価をいただいているものと思われます。ただし、計画策定時の値との比較で見ると、定住意向については数値が目標値に近づいていますが、住みよさの全体評価については数値が下降しており、改善に向けた検討が必要です。

また、行政サービスの満足度については、調査項目を平成26年度の41から44に増やして令和元年度の調査を実施しましたが、目標値、さらには計画策定時の値も上回る結果となりました。

Ⅲ 市民意識調査結果から見た前期基本計画の施策分析

1 概要

市民意識調査の結果から総合計画と市民意識との相関関係について分析しました。

市民意識調査には、大別して「住みよさ」、「定住意向」、「生活環境の満足度と重要度」「優先的に取り組むべき施策」など施策全体の方向性に係る調査項目と、「ボランティア活動」「防災」「情報化」「広報」「施設利用」「健康・スポーツ・芸術文化活動」「行財政改革」「人権問題」などの個別の分野に係る調査項目とがあります。ここでは、市民意識の全体像をとらえるために、施策の市政全体の方向性に係る調査結果をもとに分析を行いました。

2 分析方法

「住みよさ」、「定住意向」については、市民意識の傾向を捉えるため、調査項目が現在とほぼ同じになった第5回調査（平成7年）以降の結果から、長期的な経過を踏まえて市民意識の変化を分析することとし、次に市民ニーズが高い施策を把握するため、「優先的に取り組むべき施策」を抽出し分析することとしました。

また、「生活環境の満足度と重要度」の調査結果における44項目の生活環境項目に対する評価（満足度）を前期基本計画の各施策に対する市民の評価と捉えました。また、各施策に対する重要度と優先度を市民ニーズと捉え、施策分野ごとに比較分析を行いました。

3 全体分析

市政全般に係る評価である「住みよさ」「定住意向」の調査結果について、国勢調査による人口の推移などと比較して分析しました。

(1) 「住みよさ」の変化

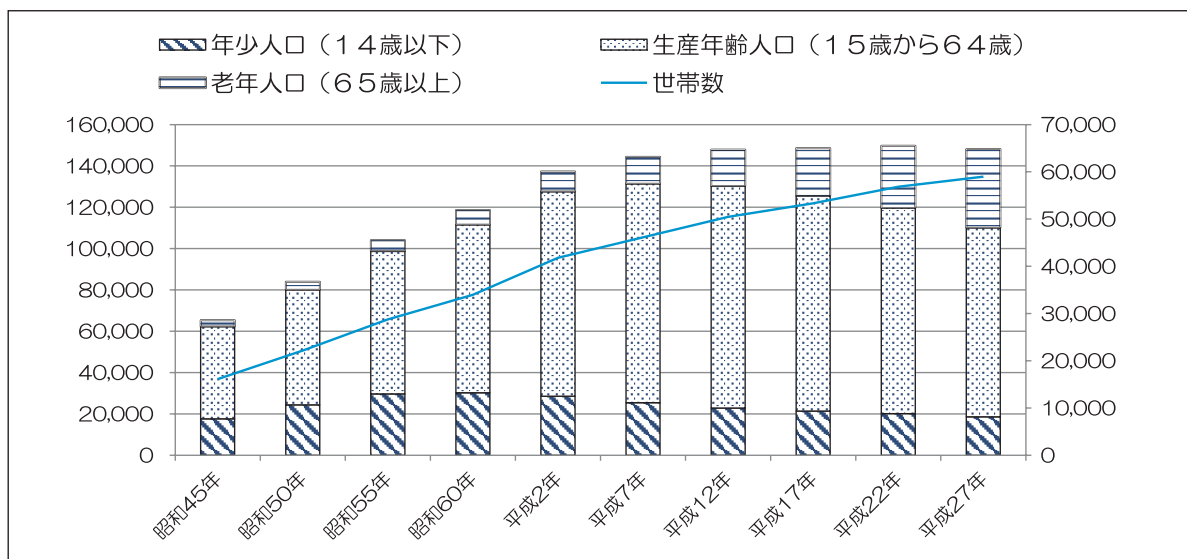
「住みよさ」の意識については、大きな変化はなく肯定的な回答が多くなっています。住みよい理由としては、「住みなれているから」という理由が42.3%と最も多くなっています。また、「買物など毎日の生活に便利だから」が24.5%、ほかには「居住環境がよいから」「自然環境がよいから」といった理由も多くなっており、市街地整備や自然保護事業の成果が「住みよさ」の満足度向上に影響を与えていることが読み取れます。

昭和後期から平成にかけては、大幅な人口増加に合わせて市街地の整備や公共施設の新規建設を盛んに進めた時期であり、大規模小売店の出店なども多くなり、生活環境が大きく改善された一方で、加治丘陵をはじめとした自然環境も保護してきました。こうしたことが、特に長く住んでいる方が「住みよさ」を実感する結果につながっているのではないかと考えます。

一方、住みにくい理由として挙げられているのは、「買い物など毎日の生活に不便だから」が29.8%、「通勤・通学に不便だから」が22.1%と多く、特に宮寺・二本木地区に住んでいる方の42.9%が通勤・通学に不便と回答しています。ほかの地区では、不便と回答している割合が30%未満にとどまっていることから、居住地域によって住環境の差があり、こうした事情が住みよさ・住みにくさの判断に影響を与えているものと考えられます。

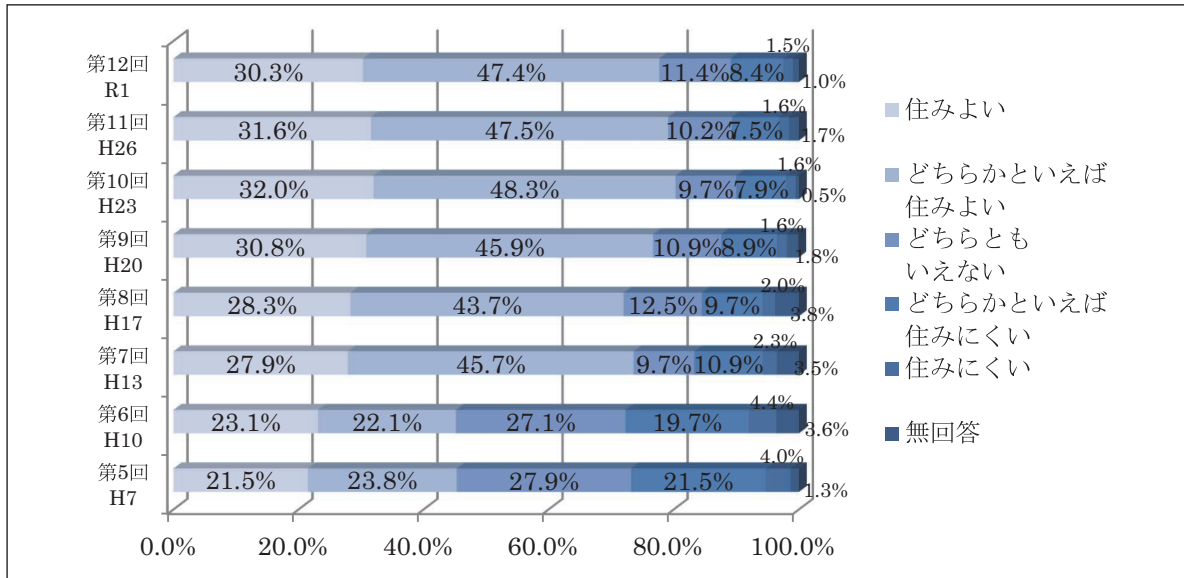
ここで数値が計画策定時より低下した要因について、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」としている理由の割合を計画策定時の値と比較して推測します。5ページの円グラフに示す理由のうち、計画策定時からの割合の増加幅が最も大きいのは、「買い物など毎日の生活に不便だから」で、10.5ポイント増でした。また、年代別に見てみると、60歳以上が全体の54.8%を占めていました。このことから、現在の高齢化の中で買物など日常的利便性の確保に重点が置かれつつあり、それに応えられていないことが数値低下の要因の一つと考えられます。

■ 入間市の人口・世帯数の推移（国勢調査） ■

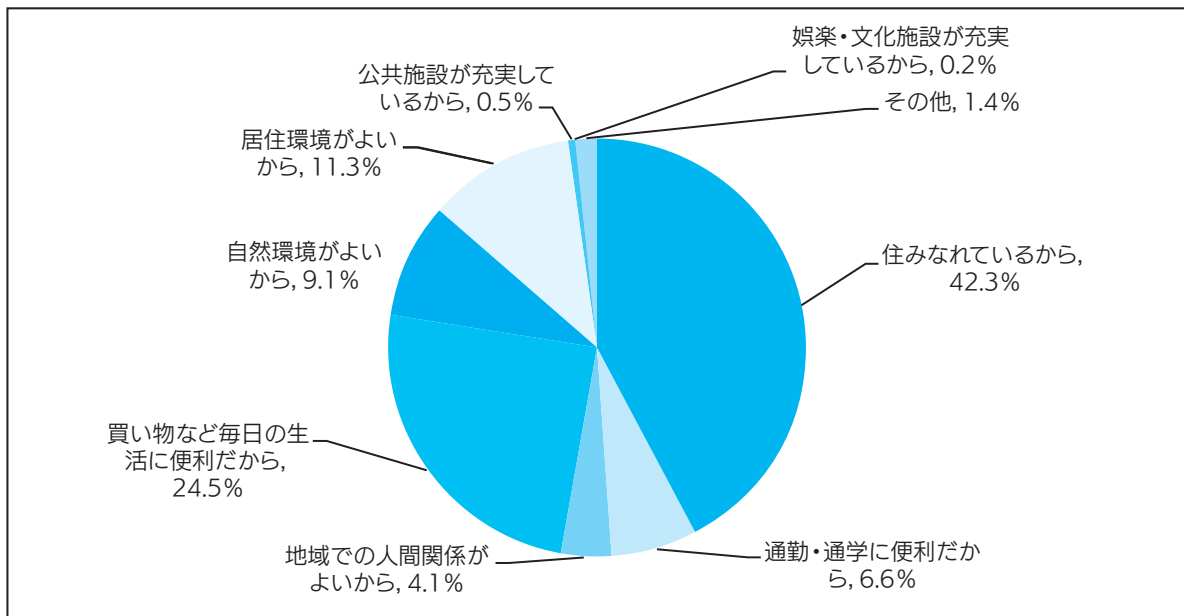


なお、令和元年10月1日現在の住民基本台帳では、年少人口17,251人、生産年齢人口88,282人、老年人口42,453人、世帯数65,841となっています。

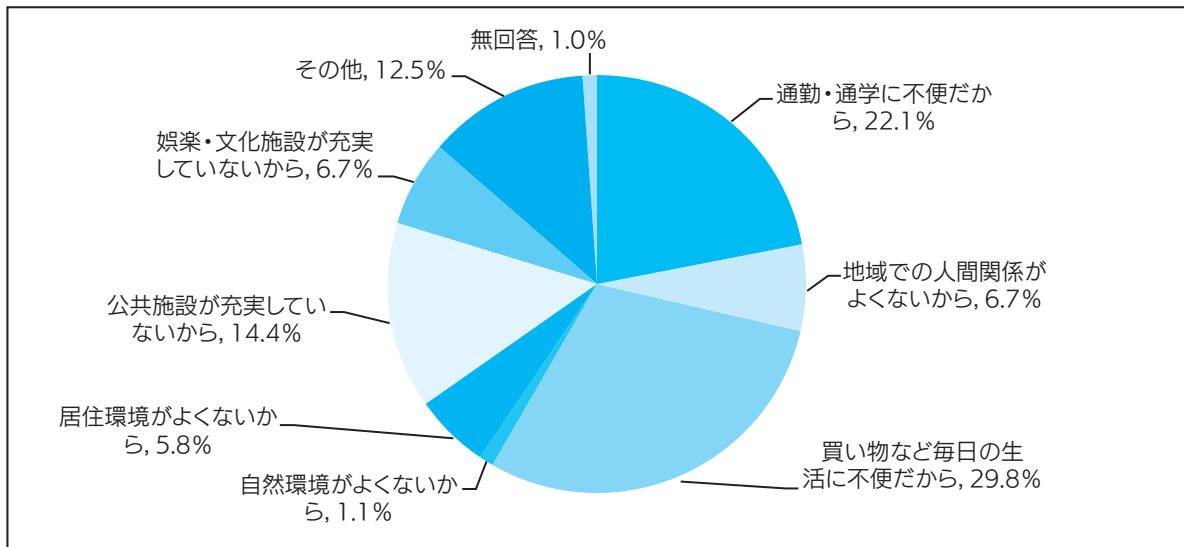
■ 住みよさの推移 ■



■ 住みよいと思う理由 ■ 第12回調査（令和元年）



■ 住みにくいと思う理由 ■ 第12回調査（令和元年）

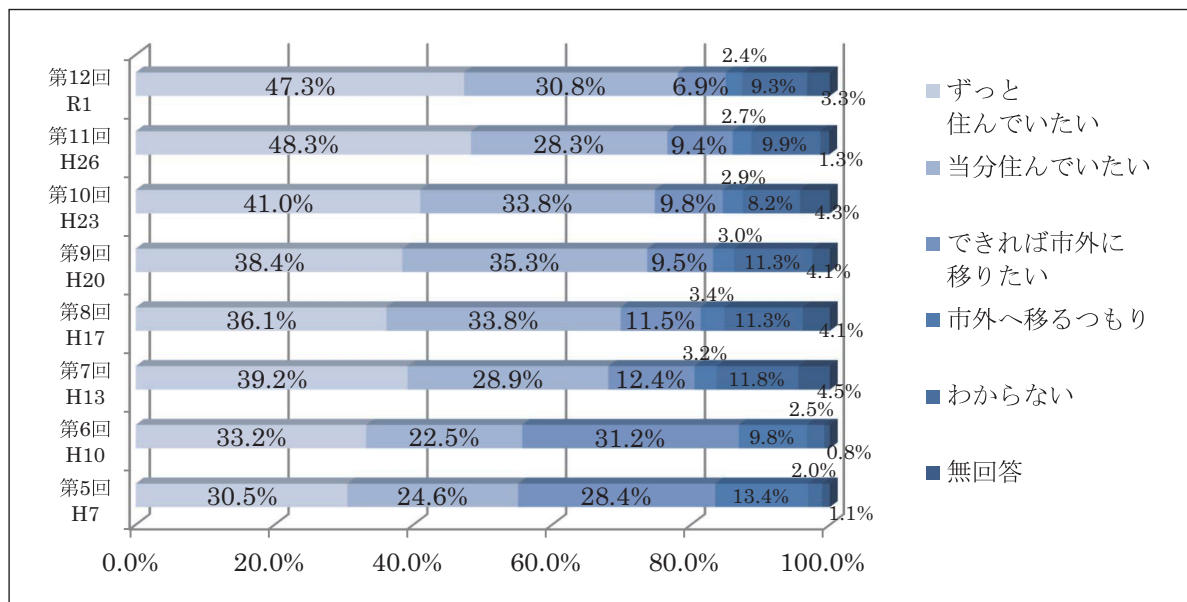


(2) 「定住意向」の変化

「定住意向」についても「住みよさ」と同様、平成13年度実施の第7回市民意識調査以降は一貫して肯定的な回答が多くなっています。住み続けたい理由（2つ選択）をみると、「自分の土地だから」が59.2%、「住みなれているから」が48.2%となっており、代々この地で生活している層に加え、人口急増期に移住した層が定着しているものと思われます。また、「買物など毎日の生活に便利だから」が28.4%、「自然・街並みが好きだから」が13.2%あり、日常生活を快適に送れるようなまちづくりを進めていることについて一定の評価を得ています。

一方、市外に移りたい理由を見ると「通勤・通学に不便だから」という回答が36.1%と多くなっています。生活環境の満足度で「鉄道利用の便と路線網」の評価が高いのに反して「バス利用の便と路線網」の評価が常に低い位置にあるという調査結果から見て、自宅から最寄り駅までの交通の便の悪さがその要因の一つになっているものと考えられます。

■定住意向の推移■



(3) 「優先度」の高い施策

市民意識調査の結果から、優先的に取り組むべき施策として回答の多い上位10施策を抽出しました。これにより市民要望を把握し、それに対応した事業として、これまでどのようなものに取り組んできたかを説明するとともに、優先度の高い施策について今後どのように取り組んでいくべきかを示します。

■優先的に取り組むべき上位10施策■ 第12回調査（令和元年）

優先度順位	施策	優先度	重要度	満足度
1	医療機関・医療体制	42.2	1.506	0.158
2	地震や風水害などの防災対策や体制	34.1	1.491	0.073
3	防犯灯などの防犯施設や体制	32.1	1.373	-0.026
4	高齢者福祉のための施設や体制	27.4	1.075	0.046
5	道路・道路網・橋の整備	24.0	1.467	0.182
6	保育所など子ども・子育て支援のための施設や体制	22.8	1.105	0.046
7	休日・夜間診療体制	22.1	1.39	0.09
8	バス利用の便と路線網	21.9	1.053	-0.158
9	信号機・ガードレールなどの交通安全施設	18.8	1.288	0.089
10	買い物・金融機関など日常生活の便利さ	18.6	1.094	0.404

この表から、優先度が最も高いのは「医療機関・医療体制」です。「休日・夜間診療体制」も含めて、医療分野の充実への取り組みが求められています。この点について、市では初期救急の充実を図るため、狭山市と合同で一週間を通しての夜間診療を実施しており、日、月、木、土曜日は入間市夜間診療所で、火、水、金曜日は狭山市急患センターでの診療を行っています。今後も医療機関・医療体制、休日・夜間診療体制の充実に取り組みます。

2番目に優先度が高いのは「地震や風水害などの防災対策や体制」、3番目に高いのは「防犯灯などの防犯施設や体制」となっており、防災・防犯対策への取り組みへの要望も大きくなっています。これは平成23年3月11日に発災した東日本大震災や令和元年東日本台風による被害をはじめとした深刻な自然災害、また、被害が相次ぐ特殊詐欺などがその要因となっていると考えられます。これに関しては、地域防災計画や国民保護計画、防犯のまちづくり推進条例といった、施策推進の根拠となる計画や条例を整備するとともに、自主防災組織の支援、防災訓練・国民保護訓練の実施、避難所となる小中学校の耐震化、茶の都メールの活用などを通じて、市民の自主的な防災・防犯活動を支援する対策を講じてきました。また、従来防災対策は地震対策を中心としていましたが、今後は令和元年東日本台風への対応の際に生じた課題を踏まえ、台風対応、水害対策の向上にも力を入れていく必要があります。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により浮き彫りになった課題として感染症に対する危機管理体制の強化も必要です。

4番目に優先度が高いのが、「高齢者福祉のための施設や体制」で、これに関しては在宅福祉サービス、介護保険サービスの充実などに取り組むほか、地域包括支援センターを地域の拠点として、高齢者等見守りネットワーク、高齢者等在宅介護・医療ネットワークなど、地域包括ケアシステムを整備し、地域活動を支援しています。また、認知症等、判断能力が十分でない方の権利擁護を図るために、法人後見事業を実施しています。引き続き生活支援・介護予防サービスの充実や認知症の方やそのご家族の支援に取り組んでいきます。

5番目に優先度が高いのが、「道路・道路網・橋の整備」で、道路・橋梁の補修については、舗装補修計画や橋梁長寿命化修繕計画に基づいて計画的に実施しており、道路ネットワークの整備という点では、安川新道線の整備や上藤沢・林・宮寺間道路の新設を進めています。今後は老朽化した道路・橋梁の補修に努めるとともに、上藤沢・林・宮寺間道路の第3工区の整備を進めていきます。

今後、各分野における施策を実施するに当たっては、前ページの表にも併記した「優先度順位」や「重要度順位」が高い施策は、満足度が低い傾向にあることに鑑み、施策の重点化や見直しなどを検討し、満足度の向上を図る必要があります。

IV 施策体系別評価項目による評価

1 政策評価

(1) 施策体系別評価項目の評価結果及び達成率について

各章ごとに設定した政策評価に係る評価項目数と評価結果及び達成率について、次の表に示します。

章の名称（大綱名称）	評価結果						評価項目数 (合計)	達成率
	A	B	C	D	E	—		
第1章 つながり大切にしまちづくり	3	3	1	2	0	4	13	63.9%
第2章 学びあいのまちづくり	2	5	0	1	0	2	10	75.0%
第3章 ささえあいのまちづくり	6	6	0	3	0	1	16	75.0%
第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり	5	6	0	6	0	0	17	64.7%
第5章 活気に満ちたまちづくり	1	1	0	8	0	0	10	37.5%
第6章 安全で安心してくらせるまちづくり	2	2	0	2	0	0	6	66.7%
計画の実現に向けて	3	1	0	1	0	6	11	80.0%
計	22	24	1	23	0	13	83	66.1%

※集計表の達成率は、評価区分ごとに達成率を設定し、達成率計算式により算出しました。

この後に示す施策評価の表についても同様です。

評価区分	目標達成状況	達成率
A	目標値達成	100%
B	計画策定時（H27）の値より目標に近づいているもの	75%
C	計画策定時（H27）の値を維持しているもの	50%
D	計画策定時（H27）の値より数値が下がったもの	25%
E	新規の取り組みでまだ実施できていないもの	0%
—	評価をすることができないもの ※を参照	達成率の計算に含めず

※ 次の理由により評価の対象から外しているものです。

- ・ 目標値を「初期値より増加」としており、まだ初期値が出ていない。
- ・ 指標中にある事業を実施しないことを決定した。
- ・ 令和2年度以降に予定している調査で値が明らかになる。
- ・ 令和元年度までに調査を実施しておらず、27年度以前の調査に基づく値を実績値としている。

◇達成率計算式

$$\text{達成率} = \frac{(\text{「A」の数} \times 100\%) + (\text{「B」の数} \times 75\%) + (\text{「C」の数} \times 50\%) + (\text{「D」の数} \times 25\%)}{\text{評価項目数} - \text{評価をすることができない項目数 (評価区分の「—」)}} \times 100$$

83項目の施策体系別評価のうち、目標値を達成した場合の評価である「A」評価は22項目、計画策定時（平成27年度）より目標に近づいている「B」評価は24項目でした。

また、計画策定時の値を維持している「C」評価は1項目、計画策定時の値よりも数値が下がっている「D」評価は22項目でした。

これら評価のうち「A」評価と「B」評価を合わせると、46個となり、全体の約6割の施策について進捗が見られる結果となっています。

(2) 前期基本計画章別（大綱別）評価結果について

7つの章のうち、「第5章 活気に満ちたまちづくり（37.5%）」については、達成率が低くなっているものの、その他の章については、達成率は60%を超えており、中でも「計画の実現に向けて（96.4%）」「第2章 学びあいのまちづくり（75.0%）」、「第3章 ささえあいのまちづくり（76.9%）」については高い達成率となっています。

章ごとに見てみると、達成率が低かった第5章においては、農用地利用権設定や万燈まつりへの評価は高いものがあるものの、農業、商工業、観光及び市民文化の分野とも目標値に達しない項目が多くなっています。項目の中には市内事業所数、従業員数といった景気の影響を受けるものや、観光入込客数のように新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものがあり、こういった項目については、少しでも目標値に近づけるよう、また、新しい生活様式を踏まえた中での効果的な事業実施ができるよう取り組んでいきます。

2 施策評価

(1) 施策体系別評価項目の評価結果及び達成率の年度比較について

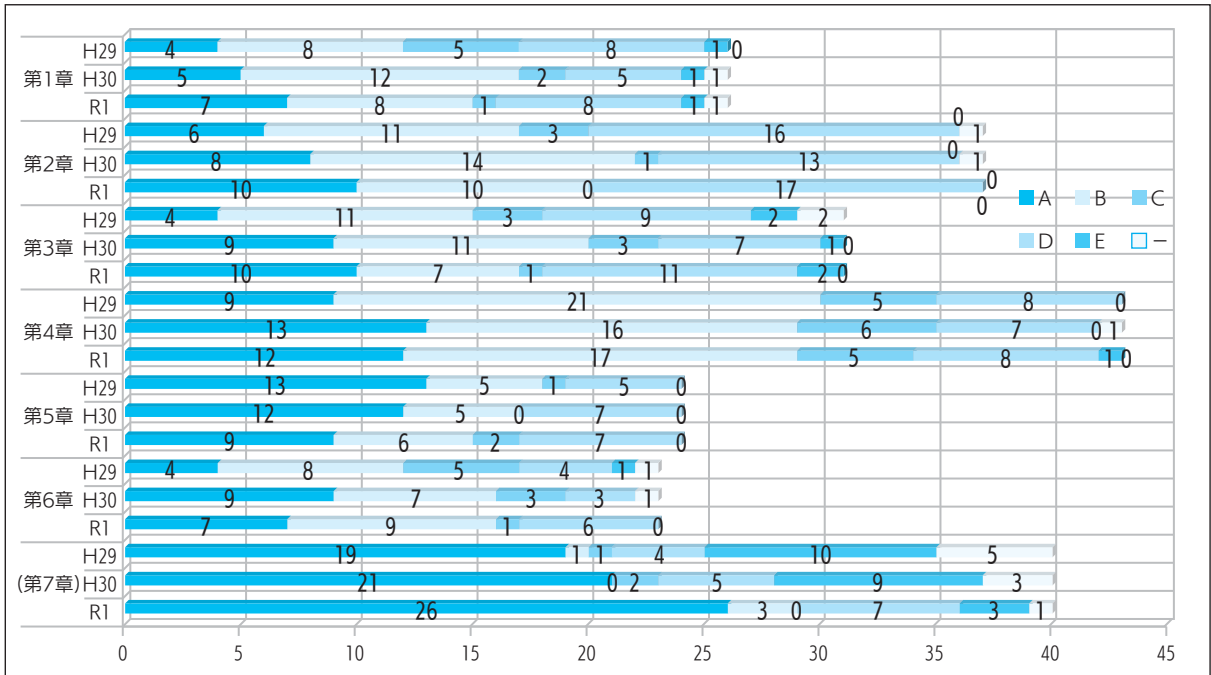
各章ごとに設定した政策評価に係る評価項目数と評価結果及び達成率について、次の表に示します。

章の名称（大綱名称）	評価結果						評価項目数 (合計)	達成率
	A	B	C	D	E	—		
第1章 つながりを大切にしたまちづくり	7	8	1	8	1	1	26	62.0%
第2章 学びあいのまちづくり	10	10	0	17	0	0	37	58.8%
第3章 ささえあいのまちづくり	10	7	1	11	2	0	31	59.7%
第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり	12	17	5	8	1	0	43	68.0%
第5章 活気に満ちたまちづくり	9	6	2	7	0	0	24	67.7%
第6章 安全で安心してらせるまちづくり	7	9	1	6	0	0	23	68.5%
計画の実現に向けて	26	3	0	7	3	1	40	76.9%
計	81	60	10	64	7	2	224	66.2%

(2) 前期基本計画章別（大綱別）評価結果及び達成率の年度比較について

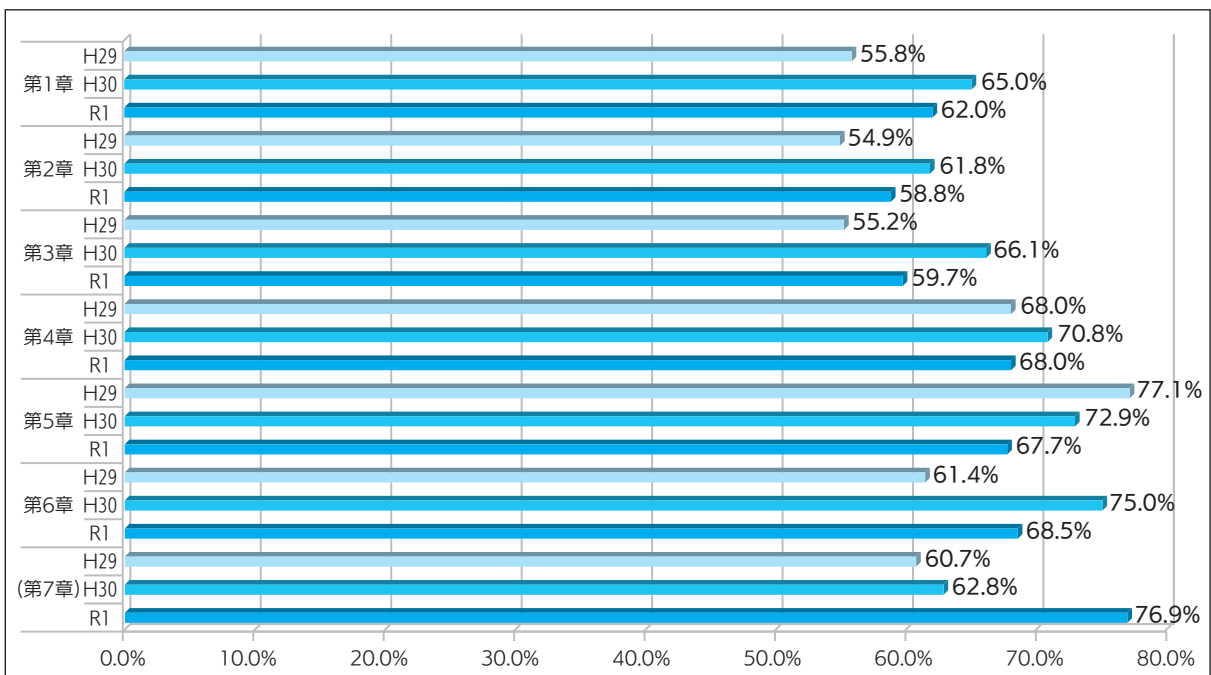
前期基本計画の施策体系ごとに設定した評価項目の評価結果の個数を章別（大綱別）に年度比較したものを次のグラフに示します。

各章（大綱）評価別個数の年度比較



このグラフから、「A」（目標値達成）及び「B」（目標に近づいているもの）の評価の個数の合計が前年度より増えたのは、第1章から第3章まで及び「計画の実現に向けて」（表では（第7章）としています。以下同じ。）であり、前年度と同数なのが第4章及び第6章で、第5章については前年度から減少しています。第5章について具体的にしてみると、本市の農業者と商工業者との情報交換会への参加者数、農産物の直売会実施回数、観光振興事業の実施件数、市民大学受講者数、文化創造アトリエの年間延べ利用者数についての数値が下がったことが影響しています。次に、評価項目別の結果から算出した達成率の年度比較について示します。

達成度の年度比較



※ このグラフの達成率は、「1施策体系別評価項目の達成率について」の中に示した評価区分ごとの率及び数式を用いて算出しています。

このグラフからみると、3年度とも全ての章で達成度が50%を超えていることから、施策全般としては概ね順調に進捗しているものと捉えることができます。

章ごとに見てみると、3年度目である令和元年度の達成率は、(第7章)を除いて前年度を下回っており、初年度である平成29年度と比較すると、第4章は同率、第5章は下回っており、他の章は上回っています

また、達成率そのものを見てみると、各章のうちで比較的達成度が低い第2章については、社会教育環境の充実やスポーツ・レクリエーション活動の推進の分野の評価が下がったのが影響しています。また、前年度からの下落の幅が比較的大きい第3章は、待機児童のいる学童保育室の割合が増えたことや各種健康相談の件数が減ったこと等が影響し、第5章については1(2)のとおりです。目標に達していない項目については対応を検討し、目標年度(令和3年度)に向けて達成率の向上を図り、目標達成が可能となるよう努めていくことが必要です。なお、事業への参加者数を成果指標に設定している項目については、新型コロナウイルスの感染拡大が影響しているものがあり、今後もその影響が続きます。こういった事業については、社会環境が変わったことから目標値の達成が難しいとしても、1(2)で述べたように、新しい生活様式を踏まえた中で可能な限り事業の実効性を高められるよう工夫することが求められます。

V おわりに

以上が第6次入間市総合計画・前期基本計画における市民意識調査及び施策体系別評価結果から見た令和元年度終了時における評価及び分析となります。ここで、総合計画において市政運営における課題としている6つの視点から市政の現状を見てみます。

1 「人口減少・少子高齢社会への対応」について

平成27年度末に「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。令和2年にトレンド修正を実施した結果、現時点では当初のトレンドほど人口は減少していないものの、令和39年度以降は当初のトレンドよりも人口が減少する推計となっています。

2 「安全・安心意識と環境意識の高まりへの対応」について

これまでは地震、水害といった自然災害の増加、犯罪やテロといった社会不安の増大が、市民の不安要素でしたが、現在の新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を鑑みると、今後は感染症対策に関する要望が増加、多様化することが想定されます。

3 「厳しい財政状況への対応」について

市民が感じる景況感とは別に、国全体ではアベノミクスを中心とした経済政策等により、景気に関する数値は上昇しているように見えていましたが、令和元年10月の消費税増税や現在の新型コロナウイルス感染症による経済への影響を踏まえると、現時点での想定よりはるかに厳しい状況となる可能性が高いと考えられます。また、新しい生活様式を取り入れた経済活動は、新型コロナウイルス感染症拡大前の経済水準への回復が見込めるものではなく、財政規模の見直しが求められます。

4 「都市(まち)の持続性への対応」について

公共施設マネジメント、公共交通の再整備に取り組んでおり、両者ともに、特に前者は、現時点での計画の終着点、完成形に至るまでは長い道のりです。30年を計画期間とする公共施設マネジメントに関する現行の計画の終了時期には、社会状況や財政状況の変化から市民ニーズや公共施設・公共交通の役割にも変化が生じ、新たな取り組みが必要になると想定されるものの、引き続き着実な推進が必要です。

5 「国際化・高度情報化の進展への対応」について

平成31年4月から外国人が単純労働に従事できることとなり、従来は人口の1%程度であった市内在住の外国人が増加しています。また、インターネット、スマートフォンの普及により、国境を越えて、

はじめに
第1編
序論
第2編
基本構想
第3編
計画推進
のため
第4編
第1章
第4編
第2章
第4編
第3章
第4編
第4章
第4編
第5章
第4編
第6章
第4編
計画の
実
現
に向けて
第5編
第2期
総合戦略
資料編

連絡や情報共有、買い物等をするのがますます容易になっています。さらには、これまでの情報社会（Society4.0）に続き、「I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服」（内閣府HP）するSociety 5.0を実現することが提唱されています。

6 「地方分権の進展と新たな自治のあり方への対応」について

地方分権が進み、「国から地方への上意下達」という面はなくなりつつあるものの、地方が自らの財源と責任で自治に取り組むという真の分権にはまだまだ遠いのが現状です。また、地方においても、官民の連携、協働が進んでいますが、それぞれが担うべきサービスの住み分けはこれからです。

平成28年度までを計画期間とした第5次入間市総合振興計画については、「事業の選択と集中を大きな課題と捉えて、より効果的で効率的な事業の推進を目指したものの、変わらぬ厳しい財政状況の中で経常的な支出の割合が高止まりし、予算を柔軟に配分して施策に取り組むことが出来なかった」という旨の総括をしています。

第6次入間市総合計画においても、1～6の課題への対応を重点的なテーマとして設定し、事業の選択と集中に取り組んでいますが、前期基本計画においては、現在のところ前述した第5次入間市総合振興計画の総括で示した課題については大きな前進は見られずにいます。また、令和2年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントの開催をはじめとして、これまで通りの取り組みができなくなっている事業があり、加えて経済状況の急激な悪化から歳入の落ち込みもほぼ確実となることから、前期基本計画策定時に予定していた施策を予定どおりに実施することが困難になっています。

こうした状況下において、第6次入間市総合計画の目標「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を実現するには、今回の評価の結果を踏まえるとともに、「新しい生活様式」の実践を念頭に置き、人口減少対策、行政改革、デジタルトランスフォーメーション、SDGs、公共施設マネジメントの取り組みを推進する方向で、政策、施策を実施していくことが求められます。また、今回の評価結果は令和4年度からを計画期間とする第6次入間市総合計画・後期基本計画策定のための基礎資料としても活用を図っていきます。

2 入間市人口ビジョン（抜粋）

1 人口等の現状から見た本市の課題

■自然動態関係

○合計特殊出生率の改善が人口維持に大きな効果が期待できることから、就労支援、婚活支援、子育て支援などを通じた合計特殊出生率の向上への対応が必要です。また、人口減少の動きを緩和させるために、高齢者の健康寿命を延伸させる取組も合わせて行うことが効果的です。

- ・晩婚化、晩産化が進んでいることから、高年齢出産前の出産を促進していきます。子どもを産み育てやすい環境づくりを進め、出産を希望する人の期待に応じていく必要があります。
- ・2人目、3人目の子どもの出産を希望する人が、希望に沿って出産できるように支援していく必要があります。
- ・結婚や出産など女性が希望するライフスタイルの実現を支援していく必要があります。
- ・高齢化、特に急増する後期高齢者への対応として、介護予防や生活習慣病対策等の一層の充実を図り、健康寿命の延伸を図る必要があります。

■社会動態関係

○高校・大学の卒業後から30歳までの世代の転出超過が人口減少に大きく影響していることから、この世代の定住促進の取組が求められます。一方で、30～35歳程度の子を持つ世帯の転入傾向が見られることから、その増加に取り組み生産年齢人口の拡大を図る必要があります。

- ・地元企業等の雇用を拡大し、若い世代の転入や地元企業への就職促進を図る必要があります。
- ・近隣市と競合するのではなく周辺自治体と連携し、地域全体での魅力づくりやPRを行い、都心部からの移住促進を図る必要があります。
- ・首都圏のベッドタウン、生活都市として、良質な住宅（特に持ち家）を供給し、定住人口の拡大を図っていく必要があります。

■その他人口動態関係

○核家族化、特にひとり暮らし高齢者の増加により、家庭の担ってきた役割の社会化、行政化が懸念されます。また、長期的には平成42（2030）年以降に訪れるさらなる高齢化率の上昇への対応が必要です。

- ・ひとり暮らしを含む高齢者のみ世帯割合の急激な増加へ対応していく必要があります。
- ・一団の住宅地開発が行われた団地等は、急激に高齢化が進むおそれがあり、対策が求められます。また、特に人口減少が進む地区や小中学生の大幅な減少が見られる地区、急激な高齢化が予想される地区など、地区ごとのバランスに配慮し特性に応じた対策を検討する必要があります。
- ・高齢者が社会の担い手として活躍できる環境を整備していく必要があります。

■地域経済関係

○民間経済活動に停滞が見られることから、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

- ・お茶を中心とした農業振興、新たな特産品の開発等の取組も雇用機会の拡大に必要となります。
- ・農商工連携によるバランスの良い産業振興を図り、活力ある地域社会を作っていく必要があります。
- ・厳しい市財政を踏まえ、行政改革の徹底とともに、行政サービスを支える地域経済活動の活性化（地方税収の強化）を図っていく必要があります。

2 人口の将来展望

(1) 目指すべき将来の方向

①現状と課題の整理

本市においては平成23年の151,004人をピークに、人口は減少傾向にあり、自然動態、社会動態ともに減少基調に推移し、今後継続的に人口が減少していくことが見込まれます。

人口の自然減については、合計特殊出生率が全国、県内と比較して低位にあり、死亡数が出生数を上回っていることが原因となっています。また、今後、出産適齢期の女性人口が減少していくことが推測されることから、若い世代、とりわけ女性を増加させていくことが求められます。社会減については、現時点では大きな減少傾向は見られませんが、高校や大学卒業後、通学や通勤によってさらに利便性の高い地域に転出する若年人口が、結婚や子育てを機に定住地を求めて転入する人口を上回っていることが原因になっています。

人口の自然増を達成し、将来人口の急激な減少を招かないためには、合計特殊出生率を高めることが有効であり、そのためには子どもを産み育てやすい環境をつくることが必須となります。そのために、若い世代、特に出産適齢期にある女性の希望を叶え、選択されるまちづくりを行っていく必要があります。また、一方で社会増を達成するためには、地元での雇用の促進や通勤通学の利便性の向上を図り、入学や就職を機に転出する人口の減少を図るとともに、定住人口の増加に向けて、住民移動の多くが近隣市間において行われていること、また、県内の移動を除くと東京都からの転入人口が最も多いことに着目して、今後は近隣市と連携して、地域全体の魅力アップに努め、全国から東京へ流入する人口を受け止め、定住地として選ばれるための施策を展開していくことが必要と思われる。

本市の将来人口において急激な減少を招かないためには、社会増減よりも自然増減の方が、影響度が高いものと分析されますが、自然増に向けて単に出生率の向上に着目するだけではなく、子どもを産み育てる年代層の転入促進を図る社会増の取組についてもバランスよく行い、より高い施策効果を上げることが求められます。さらに、将来の居住者のための施策だけでなく、既に居住している市民が日常生活の充実を実感できるような施策を展開し、住民満足度の向上を図ることも、将来にわたって定住人口を確保していくためには重要な視点といえます。

②基本方向

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定した上で、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。その中で人口減少の改善に向けた方向性として、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という三つの基本的視点を設定しています。

人口減少を改善していくための視点は自然増と社会増の二つがありますが、いずれか一方だけではなく、各自治体においてそれぞれの実情に合わせてバランスよく施策を構成していくことが必要になるものと思われる。

本市の現状を分析すると、若年層の減少傾向は見られるものの、現時点では一定の人口規模を擁し、各年代に人口が分布していること、また、今後も東京への人口流入に応じた転入が見込まれることから、自然増に向けた施策と、社会増に向けた施策をバランスよく実施し、相乗的な効果を生み出していくことが必要となります。

そのため、本市として人口減少に対応し、将来にわたって安定的な市政運営を継続していくために目指すべき方向性として、以下の3つの視点を設定します。

○基本的視点1：若い世代に選択されるまちづくりの推進

東京圏への人口の流入については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により減速が見られるものの、今後も継続することが見込まれています。また、感染症の影響により、東京圏内において、東京が

ら周辺県への転出が増加することも考えられます。本市はこれまで首都近郊のベッドタウンとして発展してきた経過があり、東京圏にありながら良好な住環境を目指したまちづくりを維持発展させてきました。今後も継続して生活都市としての住環境の整備を図り、若い世代に定住地として選択されるまちづくりを進めます。

○基本的視点2：若い世代の希望を実現できるまちづくりの推進

将来にわたって安定した市政運営を継続し、充実した生活環境を提供していくためには、バランスのとれた人口構造にしていく必要があります。現在、少子化、高齢化が急速に進行し、生産年齢人口には減少傾向が見られます。こうした偏りを是正するためにも、若い世代が本市での生活に魅力を感じ、定住を選択するようなまちづくりを進めます。

○基本的視点3：地域の資源を活かしたまちづくりの推進

東京都に隣接し、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）が概ね完成したことで、関東1都6県に対する交通アクセスにおいて非常に利便性が高い位置にあるという地理的要素は、本市を含む埼玉県南西部地域のより大きなメリットとなりました。首都近郊にあって日常生活における利便性は確保しながらも豊かな自然に恵まれ、災害にも強い地域であるなど、本市を含む地域には生活都市として選択される大きな可能性があります。地域で連携しつつ、エリアとしての強みを生かしたまちづくりを進めます。

(2) 人口の将来展望

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および本市における各種分析結果を踏まえ、本市が将来目指すべき人口（入間市人口ビジョン）を設定し、目標達成に向けた取組を進めていきます。

◇入間市人口ビジョン（人口の長期的展望）◇

現在（注：H27策定当時）の人口動態をもとに人口推計を行うと、自然動態、社会動態ともに減少傾向であることから、平成72年には、9万人を割り込むことが想定されます。合計特殊出生率および若い世代の純移動率の改善に取り組み、平成52（2040）年における総人口を概ね133,000人程度、平成72（2060）年において120,000人程度と設定します。また、平成72年以降も安定的な人口推移となるようにバランスのとれた年代構成となることを目指します。

①合計特殊出生率の上昇

国では、合計特殊出生率について、「平成42（2030）年に1.8、平成52（2040）年に2.07を達成し、平成52（2040）年以降は2.07の維持を図る」としていますが、平成26年時点で、国の合計特殊出生率が1.42である中、入間市は1.18で大きな差が生じていることから、平成42(2030)年において1.56を、平成52(2040)年において1.8を、平成72（2060）年において2.07を目指します。

②若年層（15～24歳）人口の転出抑制

若年層の転出を抑制するために、市内産業の振興と企業誘致を行うなど雇用環境の創出に努めるとともに、就学や就職を機会とした市外への転出を抑制するために、利便性の高い公共交通網の整備等を進め、若年層の転出を現在の半分程度の水準とすることを目指します。

③子育て世代の転出抑制と転入促進

子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる社会環境を整備し、現在、転出超過になっている25歳から34歳までの転出入の状況を改善し、転入超過となることを目指します。

人口シミュレーション表（令和2年3月トレンド時点修正追加）（「トレンド時点修正」の令和元年まで及び「合計特殊出生率」の平成30年までは実績値。また、「a.トレンド」は合計特殊出生率1.1836（平成26年）、令和2年以降の「トレンド時点修正」は同1.1668（平成30年）を用いて推計。）

年号	西暦	a.トレンド	トレンド 時点修正	b.出生率改善	合計特殊 出生率	c.定住促進	d.出生率+定住 (b+c)	備考
27年	2015	149,720	149,556	149,720	1.3166	149,720	149,720	
28年	2016	149,315	149,140	149,315	1.1883	149,315	149,315	
29年	2017	148,787	148,708	148,787	1.2000	148,787	148,787	
30年	2018	148,206	148,452	148,206	1.1668	148,206	148,206	
元年	2019	147,563	147,986	147,563	1.1836	147,563	147,563	
2年	2020	146,823	147,479	146,847	1.2178	147,113	147,137	国の出生率想定1.6
3年	2021	146,029	146,785	146,101	1.2520	146,599	146,676	
4年	2022	145,161	146,013	145,312	1.2863	146,030	146,186	
5年	2023	144,228	145,152	144,478	1.3205	145,402	145,657	
6年	2024	143,198	144,238	143,573	1.3547	144,688	145,072	
7年	2025	142,118	143,238	142,639	1.3889	143,921	144,458	
8年	2026	141,008	142,124	141,691	1.4231	143,123	143,842	第6次総合計画終期
9年	2027	139,775	141,007	140,663	1.4573	142,251	143,175	
10年	2028	138,510	139,829	139,611	1.4916	141,321	142,474	
11年	2029	137,189	138,569	138,513	1.5258	140,354	141,766	
12年	2030	135,835	137,249	137,433	1.5600	139,358	141,052	国の出生率想定1.8
13年	2031	134,417	135,894	136,275	1.5840	138,297	140,297	
14年	2032	132,992	134,481	135,140	1.6080	137,220	139,538	
15年	2033	131,464	133,013	133,921	1.6320	136,097	138,738	
16年	2034	129,947	131,519	132,717	1.6560	134,920	137,921	
17年	2035	128,397	129,965	131,499	1.6800	133,780	137,147	
18年	2036	126,847	128,381	130,276	1.7040	132,568	136,313	
19年	2037	125,239	126,789	129,018	1.7280	131,361	135,497	
20年	2038	123,627	125,149	127,773	1.7520	130,130	134,688	
21年	2039	122,015	123,503	126,537	1.7760	128,893	133,863	
22年	2040	120,391	121,813	125,270	1.8000	127,629	133,038	国の出生率想定2.07
23年	2041	118,751	120,160	124,023	1.8135	126,385	132,221	
24年	2042	117,145	118,491	122,803	1.8270	125,129	131,424	
25年	2043	115,505	116,816	121,548	1.8405	123,901	130,625	
26年	2044	113,904	115,120	120,331	1.8540	122,656	129,837	
27年	2045	112,315	113,461	119,153	1.8675	121,456	129,078	
28年	2046	110,719	111,781	117,931	1.8810	120,241	128,330	
29年	2047	109,143	110,133	116,749	1.8945	119,023	127,578	
30年	2048	107,578	108,472	115,571	1.9080	117,858	126,873	
31年	2049	106,051	106,846	114,458	1.9215	116,686	126,180	
32年	2050	104,521	105,227	113,334	1.9350	115,561	125,542	
33年	2051	102,991	103,602	112,220	1.9485	114,420	124,923	
34年	2052	101,508	101,956	111,162	1.9620	113,290	124,296	
35年	2053	99,971	100,345	110,050	1.9755	112,157	123,689	
36年	2054	98,445	98,719	108,998	1.9890	111,027	123,127	
37年	2055	96,923	97,078	107,939	2.0025	109,898	122,595	
38年	2056	95,413	95,418	106,907	2.0160	108,780	122,061	
39年	2057	93,884	93,760	105,876	2.0295	107,618	121,542	当初のトレンド値を 時点修正が下回る。
40年	2058	92,367	92,083	104,898	2.0430	106,532	121,077	
41年	2059	90,818	90,402	103,907	2.0565	105,389	120,629	
42年	2060	89,299	88,711	102,948	2.0700	104,272	120,205	
43年	2061	87,791	87,049	101,994	2.0700	103,153	119,821	
44年	2062	86,269	85,365	101,084	2.0700	102,018	119,439	
45年	2063	84,765	83,715	100,193	2.0700	100,949	119,121	
46年	2064	83,295	82,066	99,338	2.0700	99,877	118,818	
47年	2065	81,850	80,395	98,519	2.0700	98,835	118,575	
48年	2066	80,413	78,790	97,707	2.0700	97,800	118,333	
49年	2067	78,999	77,210	96,937	2.0700	96,784	118,149	

3 基本的な視点

安定した行政運営を継続し、より効率的、効果的な行政サービスの提供を通じて、「行政サービスの最適化」を図るために、下記の5点を行政改革の推進に向けた基本的な視点として設定します。また、視点ごとに推進方向を掲げて、具体的な展開を図ります。

(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- ①市民ニーズの把握と活用
- ②市政情報の共有化の推進
- ③情報通信技術（ICT）の活用
- ④広域行政の推進

(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ①行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ②施設の活用、長寿命化の推進
- ③管理運営の効率化

(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担
- ②多様な主体による協働の推進
- ③民間活力の有効活用

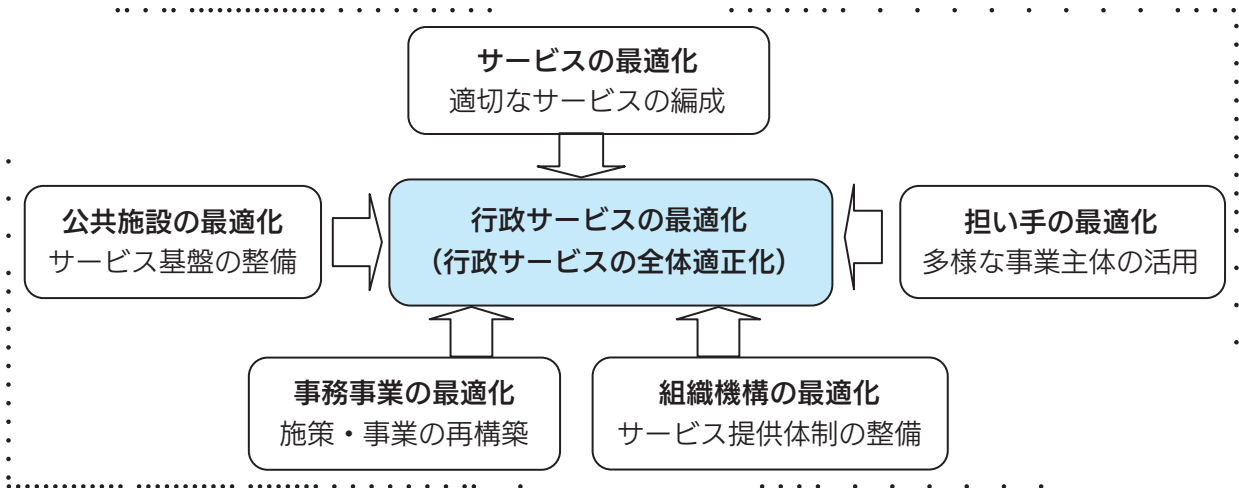
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- ①歳入の確保
- ②事務事業の評価と改善
- ③事務事業の選択と重点化
- ④歳出の効率化と事業費の削減

(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ①職員意識の改革
- ②人材育成の推進
- ③組織機構の簡素化と効率化
- ④定員の適正管理の推進

■基本的な視点の配置■



4 策定経過

【令和3年度】

- ・「総合計画審議会」設置、「第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について」を諮問、基本構想の変更及び後期基本計画の策定について検討（令和3年8月3日～令和3年11月8日、計3回開催）
- ・市議会「第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について」の諮問について報告（令和3年8月31日、全員協議会）
- ・市議会「第6次入間市総合計画・基本構想（原案）及び後期基本計画（原案）概要報告（令和3年9月24日、全員協議会）
- ・「総合計画・前期基本計画（原案）」パブリックコメントの実施（令和3年9月27日～10月26日） 提出された意見書 計7通 提案された意見 計24件
- ・「第6次入間市総合計画基本構想（原案）・後期基本計画（原案）」市民説明会開催（令和3年10月20日、24日）
- ・「総合計画審議会」から「第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について」答申（令和3年11月12日）
- ・市議会「第6次入間市総合計画・基本構想の変更について」議案上程、「後期基本計画」提出（令和3年11月30日、本会議）
- ・市議会「第6次入間市総合計画・基本構想の変更について」議案可決（令和3年12月6日、本会議）

はじめに

第1編

序論

第2編

基本構想

第3編

計画推進のため

第4編

第1章

第4編

第2章

第4編

第3章

第4編

第4章

第4編

第5章

第4編

第6章

第4編

計画の実現に向けて

第5編

総合戦略 第2期

資料編

5 総合計画審議会 諮問・答申

【諮問書】

入企発第126号

令和3年8月3日

入間市総合計画審議会

会長

様

入間市長 杉島 理一郎

第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について（諮問）

入間市総合計画審議会条例（昭和43年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について

2 諮問の趣旨

第6次入間市総合計画を策定した平成29年度からの社会状況の変化等を踏まえた「基本構想」の見直し及び令和4年度から8年度までを計画期間とし、「次期入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化させた「後期基本計画」の策定について、貴審議会に諮問し、意見を求めるものです。

【答申書】

入 総 審 発 第 5 号
令和3年11月12日

入間市長 杉島 理一郎 様

入間市総合計画審議会
会長 松 下 庄 一

第6次入間市総合計画・後期基本計画の策定について（答申）

令和3年8月3日付け入企発第126号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

第6次入間市総合計画を策定した平成29年からこれまでの間に、我が国においては、持続可能な開発目標（SDGs）の浸透、デジタル・トランスフォーメーションの進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会の大きな変化が生じており、市政もこの変化に対応することが求められます。

このことを踏まえて当審議会では、「基本構想」の見直し及び令和4年度から8年度までを計画期間とし、「次期入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化させた「後期基本計画」の策定について審議を重ね、別添のとおり、第6次入間市総合計画・基本構想（案）及び後期基本計画（案）を取りまとめました。

今後、市長においては、本答申の趣旨を尊重のうえ、積極的かつ効率的な施策の展開を図り、引き続き第6次入間市総合計画が目指す「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」の実現に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

6 総合計画審議会条例・名簿

入間市総合計画審議会条例

昭和43年3月30日

条例第9号

改正 昭和49年3月30日条例第10号

昭和59年3月30日条例第20号

昭和62年6月30日条例第25号

平成13年2月28日条例第3号

平成28年9月30日条例第27号

令和3年3月4日条例第9号

(題名改称)

令和3年12月28日条例第24号

注 昭和62年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、入間市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(平13条例3・令3条例9・一部改正)

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の行財政施策の総合的な計画の策定、変更又は廃止に関し、必要な調査及び審議を行うため、入間市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平13条例3・令3条例9・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(昭62条例25・平13条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平13条例3・一部改正)

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(平13条例3・一部改正)

(幹事)

第9条 審議会の計画の策定に関し、必要な調査及び資料の収集を行うため、幹事若干人を置き、市の職員の中から市長が任命する。

(平13条例3・一部改正)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(平28条例27・令3条例24・一部改正)

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第10号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月30日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第20号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第25号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

はじめに

第1編

序論

第2編

基本構想

第3編

計画推進のため

第4編

第1章

第4編

第2章

第4編

第3章

第4編

第4章

第4編

第5章

第4編

第6章

第4編

計画の実現に向けて

第5編

第2期
総合戦略

資料編

はじめに
第1編
序論
第2編
基本構想
第3編
計画推進のため
第4編
第1章
第4編
第2章
第4編
第3章
第4編
第4章
第4編
第5章
第4編
第6章
第4編
計画の実現に向けて
第5編
第2期 総合戦略
資料編

附 則（平成28年条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年条例第24号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

入間市総合計画審議会委員名簿（任期：令和3年8月3日～令和5年8月2日）

氏名（敬称略）	所 属
いわさき まさみ 岩崎 雅美	学校法人渡辺学園 東京家政大学
かどかわ すみよ 角川 有代	公 募
かねだ すずむ 金田 晋	埼玉りそな銀行
きむら つよし 木村 剛	一般社団法人入間青年会議所
くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院
こばやし まさゆき 小林 昌幸	入間第一ホテル
さいとう れいこ 斎藤 令子	入間市環境審議会
さいはら じゅん 齊原 潤	西武鉄道株式会社
さかい さとし 酒井 聡	公 募
しのだ けいこ 篠田 敬子	入間ケーブルテレビ
せきね えいいち 関根 栄一	入間市商工会
てらぞの ともき 寺園 智樹	入間市工業会
なかじま あつお 中島 敦夫	入間市都市計画審議会
まつした しょういち 松下 庄一	社会福祉法人入間市社会福祉協議会

(五十音順)

はじめに

第1編

序

論

第2編

基本構想

第3編

計画推進
のため

第4編

第1章

第4編

第2章

第4編

第3章

第4編

第4章

第4編

第5章

第4編

第6章

第4編

計画の実
現に向けて

第5編

総合戦略
第2期

資料編

第6次入間市総合計画 後期基本計画（令和4～8年度）

発行日 令和4年6月
発行 埼玉県入間市
編集 令和4年3月企画部企画課政策推進室
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111
<http://www.city.iruma.saitama.jp/>
印刷 株式会社 ブラウズ